

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 加算

項目	必要書類
入居継続支援加算 (特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④入居継続支援加算に関する届出（別紙20） ⑤入居者の状況及び介護福祉士の割合を満たすことが分かる書類
テクノロジーの導入 ※ (入居継続支援加算関係) (特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④テクノロジーの導入による入居継続支援加算に係る届出書（別紙20-2） ⑤導入機器の内容が分かる資料 ⑥「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」の議事概要
生活機能向上連携加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し
個別機能訓練加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	<b>*加算(Ⅱ)を算定する場合は「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</b> ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成）（参考様式1-4） ⑤資格者証の写し（機能訓練指導員）
A D L 維持等加算の申出 (特定施設入居者生活介護)	<b>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</b> ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
夜間看護体制 (特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④夜間看護体制に係る届出書（別紙9-1） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・看護職員分で作成）（参考様式1-4） ⑥資格者証の写し（看護職員）
若年性認知症入居者受入 加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
科学的介護推進体制加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	<b>*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。</b> ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
看取り介護加算 (特定施設入居者生活介護)	<b>*「夜間看護体制」を算定している必要があります。「夜間看護体制」を取下げた場合は「看取り介護加算」を取下げてください。</b> ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④看取り介護体制に係る届出書（別紙9-5）

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

項 目	必 要 書 類
認知症専門ケア加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙26） ⑤認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成研修修了証の写し
サービス提供体制強化加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-6） ⑤職員の割合の算出根拠がわかる書類（任意様式） ⑥誓約書（加算用）
介護職員処遇改善加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式
介護職員等特定処遇改善 加算 ※ (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式
介護職員等ベースアップ 等支援加算 (特定施設入居者生活介護・介護 予防特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式

※ サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等特定処遇改善加算(I)は算定できなくなるため、介護職員等特定処遇改善加算(II)への変更に係る届出が必要です。

※ 入居継続支援加算の「喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件」等を満たさなくなり、その状況が3か月を超えて継続した場合、4か月目より介護職員等特定処遇改善加算(I)は算定できないため、サービス提供体制強化加算(I)又は(II)への変更又は介護職員等特定処遇改善加算(II)への変更の届出が必要です。

注 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所は、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算のみ届出することができます。

## 2 短期利用特定施設入居者生活介護の届出を行う場合

項 目	必 要 書 類
短期利用特定施設入居者生活介護の届出 (特定施設入居者生活介護)	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） *特定施設本体の届出と矛盾のないように記載ください ④短期利用特定施設入居者生活介護確認表 ⑤誓約書（加算用） ⑥運営規程（短期利用の項目を追加したもの）

\*以下の『短期利用特定施設入居者生活介護 基準抜粋』をよくお読みのうえ、基準に適合する事業所であれば届出を行ってください。

## 【短期利用特定施設入居者生活介護 基準抜粋】

- イ 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ロ 指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が一人であるものに限る)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ニ 家賃、敷金、介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ホ 介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

## 3 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月8日老企第40号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。